

安八町告示第35号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

平成30年4月3日付で提出された住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり通知する。

平成30年 6月 1日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 山中美恵子

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

平成30年4月3日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成29年4月4日に利用した長沢から西結までのタクシ一代を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成29年4月4日に使用したタクシーチケット(長沢→西結)
2. 平成30年1月25日付 安総第324号 情報公開決定通知書

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、平成30年4月5日に清伸二監査委員並びに山中美恵子監査委員出席のもとに審査を行った結果、これを受理した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月17日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、4月12日に欠席の連絡があったため、陳述は実施しなかった。

また、新たな証拠の提出もなかった。

2 監査対象事項等

(1) 監査を行うにあたって実質的な内容を検討するに先立ち、法第242条の要件に係る判断をすることとした。

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本請求に関しては、法第242条1項の「証する書面」が添付されていると認められるかにつき、以下のように判断した。

(2) 法第242条第1項は、『普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長等について、違法若しくは不当な公金の支出等があると認めるとときは、これらを証する書面を添え』るべきことを定めている。

当該条項が、監査請求について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実を証する書面を添えることを求めている趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を請求することの弊害を防止しようとするところにあるから、

「証する書面」については、当該行為が違法であることを証明するに足りる証拠である必要はないものの、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面であることを要すると解される（大阪高判平成17年5月12日（平成16年（行コ）第107号違法公金支出金返還請求公訴事件）参照）。

本件についてこれをみると、事実証明書1及び事実証明書2から読み取れるることは、客観的に見て、当該日時にタクシーチケットが使用され、それに対して公金の支出がされた事実のみであって、タクシーチケットの使用目的や使用方法の違法性又は不当性を具体的に推認させる事情はない。すなわち、同本件請求の事

実証明書1及び同2から読み取れる事実のみでは、客観的に見て、監査を求めている根拠として一定の事実があることを示す書面があると判断することができない。

よって、請求人の本請求には法第242条第1項の「証する書面」が添付されていると認められない。

第4 監査の結論

請求人の請求は要件を満たさず不適法であると判断し、これを却下する。

第5 監査委員の意見

監査を実施しようとした際、本件タクシー代が違法若しくは不当な公金の支出であるかどうかを証する書面としては、これだけでは判断することはできない。

もっとも、請求人は請求書に注釈として「現在、本件が公務であったことを証する書面（何の目的でタクシーを使用したのか分かるもの）を再度、情報公開請求中である。」と述べている。このことから、今後、監査請求期間等の要件を満たすことを前提に、一定の事実があることを示す書面等による事実証明書の提出をもって、このタクシー代が違法若しくは不当な公金の支出であると具体的な主張をした上で、請求人が住民監査請求を行う権利は妨げられないものと考える。